

みえガストロノミー人材育成講座運営業務委託仕様書

1 委託業務名

みえガストロノミー人材育成講座運営業務委託

2 委託業務の目的

コロナ収束後のインバウンド拡大、大阪・関西万博、リニア開通など、本県への観光誘客の増加が期待されている中、「食」は地域に人を呼び込む大きなファクターとなっており、国内外からの誘客の促進および長期滞在化を進めていくためには、三重の「食」や「食文化」を深掘りし、発信する必要があります。

そこで、世界的に関心が高まっている「ガストロノミー」についての基礎知識を習得し実践するノウハウを学ぶ「みえガストロノミー人材育成講座」を開設することで、「みえの食」を担う人材の確保育成を図るとともに、美食やおもてなしによる地域の魅力づくりにつなげます。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) みえガストロノミー人材育成講座の運営

首都圏またはガストロノミーに先進的に取り組んでいる地域を代表する料理人や経営者等を講師に迎え、県内の料理人およびホテル・飲食店の経営者等を対象とした以下の講座を開設する。

①講座の概要：

ア ガストロノミー入門講座

対象：県内の料理人およびホテル・飲食店の経営者等（1回あたり50名程度）

開催時期：イ、ウの前に実施すること ※イ、ウの受講者は受講を必須とする。

概要：ガストロノミーについての基礎を学ぶ講座

- ・講座の回数は1回以上とし、各2時間程度とすること。
- ・世界的に関心が高まっている「ガストロノミー」についての知識や最新のトレンド、先駆取組を学ぶ内容とすること。
- ・県産食材や風土、郷土料理等の紹介を内容に含むこと。
- ・インバウンド対応やSNS等を通じたPRについての事例の紹介を含むこと。
- ・各分野に知見のある専門家を講師として選定すること。
- ・講座はオンライン開催とし、講座の様子は不要部分をカットのうえ、動画データを講座終了後イ、ウの講座前に県に納品すること。

- ・動画データについては、事業終了後も県が使用できるものとする。

イ 食の魅力創造講座

対象：県内の料理人等（1回あたり10～15名程度）

概要：地域の食材を活用し三重の魅力を表現できる料理人を育成する講座

- ・講座の回数は2回以上とし、時間は受講者が効果的に学べるよう考慮し設定すること。
- ・各回のテーマ（和洋中やメインとなる三重県食材等）を設定し、各回で適した講師を選定すること。講師はガストロノミーに知見のある、首都圏や先進的にガストロノミーに取り組んでいる地域を代表する料理人としてすること。
- ・講師は事前に県産食材を用いたガストロノミーメニューを考案し、講座内で調理のデモンストレーションを行い、レシピが完成するまでのストーリーを受講者に伝える内容としてすること。
- ・受講者は講師が作り上げたメニューを食し、ガストロノミーを実際に体験できる内容としてすること。（受講者が調理実習を行う必要はありません）
- ・受講者に提供するメニューの内容や量については、受託者が講師との調整をふまえて提案を行い、県と協議のうえ決定すること。
- ・受講者同士が交流を図れるよう配慮すること。
- ・一切の食材費等を委託費に含めること。
- ・受講者には講座参加費を負担いただく場合がありますが、講座参加費は県が徴収します。

ウ フードビジネス講座

対象：ホテル・飲食店の経営者等（1回あたり10～15名程度）

概要：ガストロノミーの考えを取り入れた魅力ある空間やサービスが提供できる、飲食店・ホテル・旅館の経営者やスタッフを育成する講座。

- ・講座の回数は2回以上とし、各2時間程度としてすること。
- ・実際にレストランや宿泊施設等を運営している等、ガストロノミーについての知見が豊富な経営者等を講師とし、具体的な経験を参加者が学べる内容としてすること。
- ・受講者が、昨今のニーズを踏まえた、ガストロノミーの考えを取り入れた飲食店等の姿、今後の展開方策について検討し、「新たな気付き」を習得できる講座としてすること。
- ・講座はオンライン開催も可とする。

②業務内容

A. コーディネーターの選定

- ・講座の実施にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有する者をコーディネーターとして充て、事業全般を総括すること。

B. プログラムの作成

- ・コーディネーター統括の下で各講座のテーマや講師を設定し、県と協議の上決定すること。
- ・各回の開催時期は講師の予定を考慮したうえで調整を行うこと。

C. 講座参加者の募集・決定等

- ・講座の募集案内及び参加申込書の様式は、受託事業者にて作成し、事前に県に提出すること。県で確認後、参加者への募集案内を行うこと。
- ・参加申込及び講座に係る問合せ等の対応等は受託事業者にて行うこと。

D. 講座内容の調整及び講師等の手配、打合せ

- ・県と協議のうえ、講座内容の調整や講師の手配、日程調整、打合せを行うこと。なお、講師の謝金、交通費等は委託費に含めること。
- ・食の魅力創造講座については、講師がメニュー考案に必要な県産食材の調達等を行い、事前準備を行うこと。
- ・当日の運営について、講師と十分な打合せをし、県と協議のうえ、必要な場合は会場の下見やリハーサルを行うこと。

E. 講座会場の選定及び会場設営等

- ・会場は本県内とし、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、県と協議のうえ、選定すること。また、各回で地域を分けて開催する等、受講者が参加しやすいよう配慮を行うこと。なお、会場使用料は、委託費に含めること。
- ・食の魅力創造講座については、ガストロノミーを実際に体験するという講座の趣旨に適した環境が整っており、かつ会場内で衛生管理を行いながら調理ができ、飲食スペースが確保された施設を選定すること。
(ホテルや飲食施設、キッチンスタジオなどを想定)
- ・講座で使用する備品（映像機器、PC等）、調理器具、食材等の一式を手配すること。
- ・会場設営・撤去等については、受託事業者が行うこと。

F. テキスト作成

- ・講座で使用するテキストは講師等と相談のうえ、受託事業者にて作成すること。

G. 当日の運営業務

- ・当日受付、講師への対応、司会進行等、講座運営にかかる一切の業務を行うこと。

H. 講座受講者アンケートの実施

- ・講座の内容及び効果に関するアンケート用紙を県と協議し、作成・実施すること。アンケート回収後は、回答内容を整理して講師及び県に報告すること。

(2) みえガストロノミー人材育成講座の情報発信

- ・みえガストロノミー人材育成の取組を、県内外の観光客等に多く周知するため、SNS等、影響力がある媒体を活用し、広く発信すること。

(3) その他

- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。
- ・適宜業務の進捗状況を報告すること。また、必要に応じて情報共有を目的とした打合せを行うこと。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出すること。
- ・委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応を行い、要請により速やかに対処すること。

5 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本件庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

7 納品する成果品

以下の資料を令和6年3月22日（金）までに、県産品振興課に紙媒体1部および電子媒体（CD-ROM等）1式で提出して下さい。

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、県が成果品として提出をもとめるもの

なお、5（1）①アで制作した動画データは、5（1）①イ、ウの講座実施前に電子媒体で提出して下さい。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 委託料の支払い方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は前金払いをすることができるものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

13 その他、受託上の留意点

- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。
- ・その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- ・業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ・契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後

5年間保存すること。

- 個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受託者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。

14 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班

担当 加藤、尾崎

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp